

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 各種申請等の郵送対応について

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室

本府建築指導室が所管する以下の各種申請等について、郵送での対応を行っています。以下（１）から（４）までの内容をよくお読みいただき、また担当課へも必要に応じてご連絡の上、郵送いただきますようお願いいたします。なお、窓口での対応については従前と変更はありません。

（１）郵送での受付をする各種申請等

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 担当課（以下参照）宛

申請等の種類	担当課	連絡先
建築計画概要書の交付等※	審査指導課 調整グループ	06-6210-9721
建築確認申請書等※	審査指導課 確認・検査グループ	06-6210-9724
建築確認の中間・完了検査申請書※		
建築基準法の許認可申請書※		
開発許可申請書等※	審査指導課 開発許可グループ	06-6210-9722
宅造法申請書等※		
道路位置指定申請書等※		
建設リサイクル届出等		
定期報告概要書の交付※	建築安全課 監察・指導グループ	06-6210-9726

※手数料が必要となります。（色の内容） 納付方法等は（４）を参照ください。

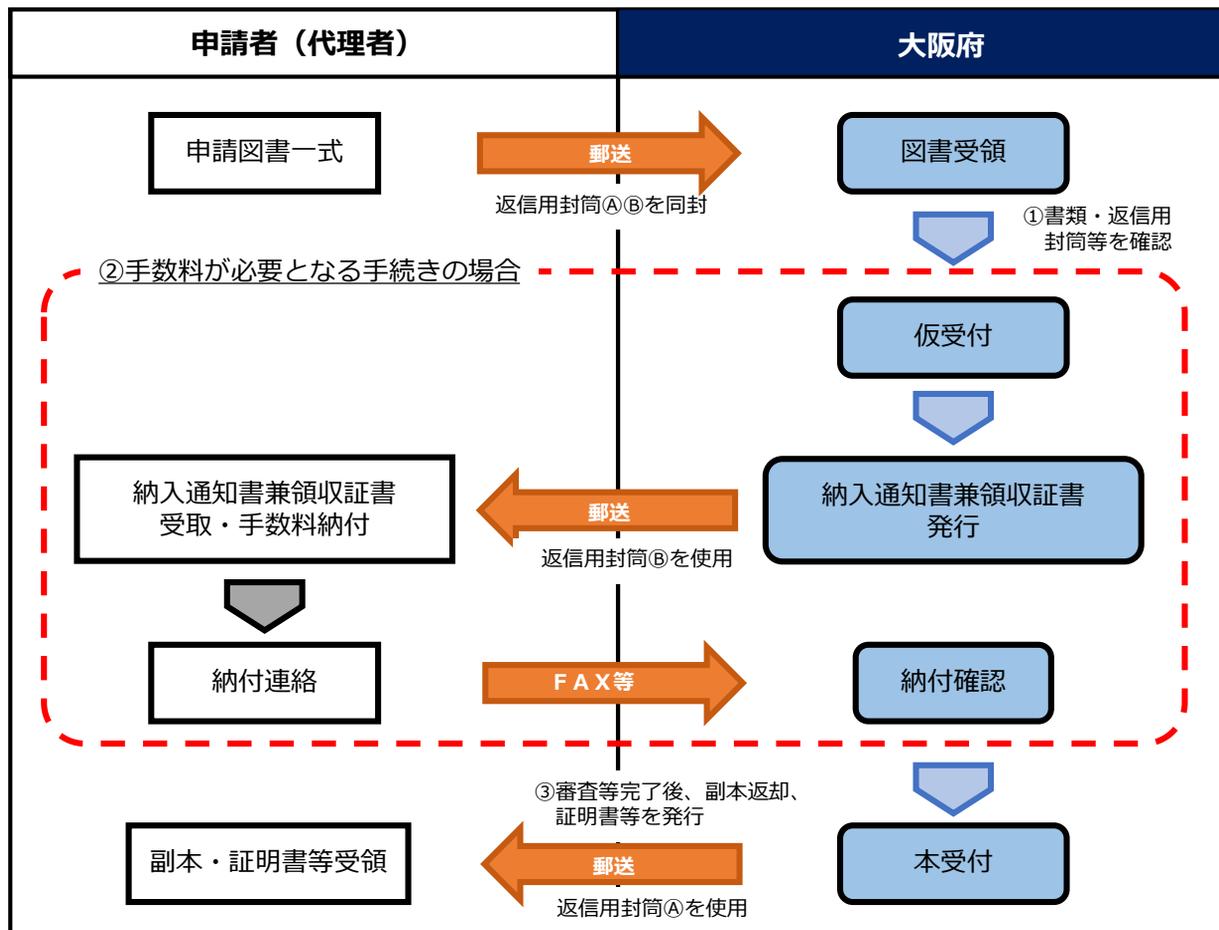
（２）郵送での受付をする期間

当分の間。

（３）郵送の際の注意点

- 郵送は、電話番号、メールアドレス等連絡先を明記してください。また、書留郵便等配達記録が残るものにしてください。
- 申請等にあって必要となる郵送費用はすべて申請者／届出者の負担となります。申請書等に不備があり本府から送り返す場合も申請者／届出者の負担とします。ご注意ください。
- 副本の返却が必要なものや、本府で証明書等を発行する申請等については、**返信用封筒等①を申請書等の郵送時に合わせて送付してください。**
- 手数料が必要な申請等の場合、本府からの納入通知書の送付用に別途返信用封筒等②を同封してください。**
- 上記の返信用封筒等は副本や納入通知書（A4）を折らずに入るサイズのものとし、かつ、書留等配達記録にかかる費用分の切手を貼付けてください。（許容サイズ内であればレターパックも可）
- 上記の返信用封筒等にはあらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名等を記入してください。また、信書を送ることができるものとしてください。
- 郵送事故に関して、本府は責任を負いません。

(4) 郵送による申請等のながれ・手数料の納付方法



- ①必要書類等を確認します。
不備がある場合、再提出・追加資料の提出を求めることがありますのでご注意ください。
- ②手数料が必要となる手続きの場合
・仮受付（書類等を確認し受付可能と判断できた場合）後に本府から「納入通知書兼領収証書」を発行し、申請者あてに送付します。
・申請者による納付（銀行等で納付）が確認できた段階で、本受付とします。
（銀行の收受印がある領収書をFAX等で確認します）
- ③審査完了後、副本の返却や証明書等の発行がある場合は本府から送付します。
審査にて書類の不備が発覚した場合、補正・追加資料の提出を求めることがある場合がございます。

注）上記は大まかな流れです。各申請等により詳細は異なりますので、（1）の各担当課に事前に相談ください。